

## 議 事 録

会議の名称	平成28年第7回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成28年7月25日(月) 午後3時から 午後3時50分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	1 第32号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第33号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) 3 第34号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 4 第35号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 5 第36号議案 別段の面積の設定について 6 報告第20号 農地法第3条の3の規定による届出について 7 報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 8 報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 6 報告第23号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
配付資料	1 平成28年第7回本庄市農業委員会総会議案 2 平成28年第7回総会 その他連絡事項 3 埼玉農林業・農山村振興ビジョン 4 ゆるキャラ®グランプリ2016 本庄市マスコット「はにぼん」を日本一に〜ポチッてよボクに〜
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を井上会長代理にお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>本日はご苦勞様でございます。これより第7回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長より、ご挨拶をお願いいたします。</p>

田端会長	<p>皆さん、こんにちは。今日は、暑気払いでお世話になるわけですが、ここ2、3日涼しくて、2日前には、栃木県で異常低温注意報が出ました。少し心配なのですが、このような年は、米が危なく、野菜は大丈夫ではと思います。ただ、関東だけは梅雨明け宣言しておらず、雨が降るのかと思えば降らず、渇水対策が大変な状況です。田んぼが遅れている人は、まだ水が必要だということで、県の政策課は大変やきもきしています。今日は、降るのかと思えば、山間部に降らないし、平野部にも降らない。このような難しい時にこそ、基本に忠実にやるしかないと思っております。本日は、会議終了次第、暑気払いでお世話になるわけですが、その前に皆さんに対して、お願いごとが沢山ありますので、ぜひ慎重審議なされて、総会が無事に終わりますようお願いいたしまして、まとめませんので挨拶いたします。よろしく願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、35番間正委員より欠席届が提出され、また6番小川委員より遅刻の申出がありましてので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名中34名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長は会議の議長となることになっておりますので、田端会長に議長をお願いいたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、4番杉田康隆委員と5番浅見精治委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。それでは、議事に入ります。</p> <p>第32号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第32号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第32号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙</p>

	<p>申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、議案書2ページをご覧ください。申請件数は、整理番号1のみの1件でございます。申請内容をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、細野林之助委員でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりました、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこと、となっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。整理番号1について受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1につきまして、細野林之助委員より報告をお願いいたします。
細野林之助委員	9番細野林之助でございます。これは、受人が耕作をしている隣畑が申請地です。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議長	<p>整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではお諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、第33号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	第33号議案を説明いたしますので、議案書3ページをご覧ください。第33号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用

	<p>集積計画の決定について（通年）をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、議案書4ページと5ページに記載してございます。今回の申請件数は、8件で、畑13筆、田9筆、面積合計25,593㎡の利用権設定でございます。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市で公告しますが、決定の要件としては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定められております。今回の農用地利用集積計画の内容は、この要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。37番の荻野委員につきましては、利用権の設定を受ける者として本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>（荻野委員 退席）</p> <p>第33号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。第33号議案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第33号議案については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。荻野委員の復席をお願いいたします。</p> <p>（荻野委員 復席）</p> <p>次に、第34号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程</p>

	いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	<p>第34号議案を説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。第34号議案農地法第4条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、議案書7ページをご覧ください。申請件数は、2件です。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。</p> <p>まず、整理番号1について、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。議案書7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は、記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電用地です。申請事由は、太陽光パネル設置工事です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、8ページをご覧ください。4-1については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、武政委員より報告をお願いいたします。
武政委員	<p>19番武政恒雄です。8ページの4-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請人の家を訪ねましたら、奥さんがいまして、申請地の場所を尋ねたところ、よく分からないとのことでしたので、地図を見て案内していただきました。現地は、雑種地か畑か不明確な状況でした。太陽光パネルを設置すれば、整然とするので非常に良いことだと思います。よろしく申し上げます。</p>

議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。議案書7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は、記載のとおりです。転用目的は、長屋住宅用地です。申請事由は、長屋住宅建築工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、9ページをご覧ください。4-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ですが、そのうち限定的に許可相当と判断されるものがございますけれども、4-2の転用目的は、長屋住宅用地であるため、不許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、宮部委員より報告をお願いいたします。
宮部委員	3番宮部延一です。申請地に行ってみたところ、畑では使っておらず、庭石が10個位ありました。事務局より詳細な説明をお願いします。
議長	事務局より詳細な説明を願います。
局長補佐	<p>事務局の中西です。こちらは、地図に書いてあるとおり、申請地を含めて10ha以上の一連の農地の団地となっておりますので、第1種農地と判断いたします。この申請地のところに畑と書いてあるのですが、その東隣に田と書いてありますけれども、ここが以前は宅地でございました。そのために、この近辺で転用許可が出ているケースが以前ありました。しかしながら、今回申請地の東側の田が平成27年7月に宅地から畑に地目変更して課税上も、農地台帳上も田になってしまった訳でございます。そうした関係もございまして、当地が第1種農地の縁辺部という判断をした次第でございます。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局から詳細な説明を申し上げました。ここは、以前宅地でしたが、田に地目変更されたので、農地になってしまいました。申請地から東へ10ヘクタール以上の一連の農地なので、第1種農地になるということです。これは、不許可ではないかということで、事務局より説明いただきました。整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について許可相当とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手0人)</p> <p>賛成少数ですので、不許可相当として県知事に意見を送付いたします。これは、今の説明のとおり10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断したためです。第1種のうちの場合は、長屋住宅での転用が無理だということです。平成22年以前は、20ヘクタール以上の集団の農地が第1種農地だったのですけれども、それ以降は、10ヘクタール以上に面積要件が変更されました。中西補佐が説明したとおり、申請地の東が宅地だったら、許可相当になるものと思います。</p> <p>次に、第35号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第35号議案を説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。第35号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、議案書11ページをご覧ください。申請件数は、整理番号1から4の4件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1から順に審議いたします。</p> <p>まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。議案書11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は、記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福島委員でございます。</p>

	<p>申請地は、12ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1を福島委員に報告をお願いいたします。</p>
福島委員	<p>31番福島清次です。ご報告いたします。渡人は、花木の生産農家でしたけれども、今は花木を作っておりません。5-1の地図を見ていただきたいのですが、申請地を見に行ってきましたが、花木を生産していたということで木が何本か植えてありました。太陽光発電施設なので、周りに影響を与えないと思います。調査報告は以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。議案書11ページをご覧ください。申請人の住所及び氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は、記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、高橋清一郎委員の報告をお願いいたします。</p>



高橋清一郎 委員	<p>21番高橋清一郎です。この件につきましては地図で見ると平らに見えますけれども、周りより2mくらい低いところであり、農地としてはあまり良くない場所でございます。太陽光発電ならば良く発電ができるのではないかと思います。許可をいただければ、草もなくなり、良い場所になります。早めに太陽光発電施設ができれば良いと思います。以上です。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2番の許可申請については許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>(小川委員 入室)</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。議案書11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の畑1筆、面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、荻野委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、荻野委員の報告をお願いいたします。</p>
荻野委員	<p>37番荻野浩です。受人は、現在借家に住んでおり自己の住宅を建設するための土地を探していたところ、5-3の地図の申請地を見つけ、渡人との話がまとまったそうです。住宅環境は良い場所だと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p>

塩原委員	15番塩原英彦です。土地改良をした農地の真ん中に、転用して家を建てられるのかを教えてくださいたいと思います。
局長補佐	ここは、土地改良区域から外れている第1種農地であり、第1種農地の転用の例外規定により、自己用住宅を建てられるということです。
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたします。議案書11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-4については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4番について、武政委員より調査報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政恒雄です。5-4の地図をご覧ください。周辺は、住宅地が多い地域です。太陽光発電施設用地になれば、草もなくなりきれいになり良いことだと思います。よろしく申し上げます。
議長	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4番の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第36号議案別段の面積の設定についてを上程いたします。事務</p>

	局より説明をお願いいたします。
事務局長	<p>第36号議案を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。第36号議案別段の面積の設定について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会の適正な事務実施についてにより、毎年、別段の面積の設定について審議することとなっているため、別紙のと通りの決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、別紙のと通りの決定を求めるものでございます。本日提出 会長。</p> <p>別紙を説明いたします。17ページをご覧ください。農地法第3条第2項第5号の別段の面積については、設定しないものとし、本庄市の区域の全部において、同号に規定する50アールを権利移動の下限面積とする内容でございます。理由といたしましては、2010農林業センサスにおいて、本庄市内の農家で50アール未満の農地を耕作している農家が全体の約58%の状況でございます。下限面積を50アール未満に下げるとは、小規模農家を増加させ、担い手への利用集積等に支障をきたすとともに、農地の細分化を招くおそれがあるためでございます。また、平成27年度の耕作放棄地全体調査の結果、本庄市内の遊休農地率は、2.9%と低い状況でございます。以上の2点を理由として、別段の面積を設定しないものとするものでございます。以上でございます。</p>
議長	第36号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。
小川委員	6番小川忠です。周りを見ますと有機農法を取り入れ、規模を大きくして大型農機具を購入し、農業に取り組む方もいますが、大型農機具購入により長期的な支払いを強いられ、農業の意欲をなくす面もあります。また最近、植木をしている方や畑を持ち農業を始められる定年退職者もいます。私は、農家の収入を上げなければならないと考えておりますが、今後の日本の農業全体のあり方を考えていく必要もあると思います。
清水会長代理	14番清水茂則です。今回の別段の面積の議案は、小規模農家を増加させずに、担い手への利用集積等に支障をきたすことがないようにとの目的で、農地の細分化を招かないようにするため、別段の面積を設定しないものとするものでございます。
議長	他にありませんか。

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第36号議案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第36号議案については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>まず、報告第20号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第20号を説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。報告第20号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、議案書19ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第21号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第21号を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、21ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に報告第22号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第22号を説明いたしますので、議案書22ページをご覧ください。報告第22号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>届出内容については、23ページと24ページをご覧ください。専決処分件数は7件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でありますので、ご了解いただきたいと思います。 次に、報告第23号を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局長	<p>報告第23号を説明いたしますので、議案書25ページをご覧ください。報告第23号農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が26ページから32ページのとおりとなっております。農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」の4要件となっております。これらの4要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>これも報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。 以上で報告を終了いたします。 委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。 (なし、の声) ないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。事務局からその他の連絡事項を報告させていただきます。5点報告をさせていただきます。 まず、1点目です。来月の8月総会予定ですけれども、8月25日(水)午後2時から本庄市役所大会議室で開催を予定しております。 次に、2点目です。平成28年度農業委員研修会についてでございます。開催日時及び場所については、8月29日(月)午後1時から午後4時まで、羽生市産業文化ホールにおきまして開催されます。内容は、北杜市における新規参入の推進への取組や地域農業を守る彦根市農業委員会の活</p>

	<p>動について、女性農業委員の登用促進についてでございます。都合で欠席する場合には、出席報告期限の8月5日までに事務局へ連絡ください。</p> <p>次に、3点目です。埼玉農林業・農山村振興ビジョンについてでございます。お手元に配付しておりますのが、概要版とのことで埼玉県から送付され、全農業委員への配付を依頼されたものでございます。策定のねらいとしましては、農林業・農山村の将来像を描き、これを実現する施策を総合的に推進するためのもので、埼玉県の農林施策の指針となるものでございます。計画期間については、平成28年から32年度の5年間となっております。策定者は、埼玉県知事となっております。</p> <p>次に、4点目です。ゆるキャラ®グランプリ2016本庄市マスコット「はにぼん」を日本一にについてでございます。本庄市が一丸となって、日本一を目指し、取り組んでおりますので、農業委員さんにも協力の依頼をするものでございます。「はにぼん」ゆるキャラ®日本一実行委員会が6月10日に設立され、委員長に本庄商工会議所会頭が、顧問に本庄市長が、副委員長に児玉商工会長、本庄商工会議所副会頭・専務理事及び本庄市副市長が就任され、委員に関連機関や団体が参加して、市全体で取り組んでおります。すでに投票期間に入っておりますが、7月22日(金)から10月24日(月)までが投票期間となっております。投票方法が別紙リーフレット下段のQRコードからアクセスしまして、手続きしますと毎日1回の投票ができます。昨年度は、総合ランキングで全国7位でしたので、是非ともよろしく願いいたします。現在のところ投票期間開始から4日経っておりますが、本庄市のはにぼんが1位を走っている状況でございますので、是非ともご家族共々よろしく願いいたします。</p> <p>次に、5点目です。その他として、田端会長のスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>その他連絡事項は、以上でございます。</p> <p>最後に、閉会の言葉を清水会長代理にお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>今月の総会も終わりました、3年の任期の約半分過ぎたところです。今日、これから暑気払いも予定されております。今日は飲んで、明日からまた残り半分に向けて、頑張っていきたいと思っております。</p> <p>この後、新農業委員会制度移行に伴う調整会議が予定されておりますけれども、大変な1年半になると思っております。今後とも、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、閉会いたします。</p>

## 平成28年第7回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成28年7月27日(月)						
開催場所	本庄市役所 大会議室						
開会時刻	午後3時						
閉会時刻	午後3時50分						
会長	田端 講一						
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝						
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席	○	23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席	○	24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	出席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	欠席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席					
説明員							
事務局長		飯塚 正英		局長補佐兼農地係長		中西 稔彦	
主査		中村 真敏					
書記							
主査		中村 真敏					